

一般社団法人 微細加工工業会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当団体は、「微細加工工業会」と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、微細加工技術の普及・啓蒙と微細加工に取り組む製造業の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 交流会、勉強会、セミナー、見学会、展示会、各種イベント等の企画、開催及び運営
- (2) ビジネスマッチングに関する業務
- (3) 微細加工技術に関する調査研究活動及び発表
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当団体の公告は、当団体の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 社員

(入会)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員は、1か月以上前に当法人に対して予告することで退社することができる。ただし、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会で選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第16条 当法人には理事3名以上を置く。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第19条 当法人は、代表理事1名以上を置き、社員総会の決議により選任する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第20条 役員報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第21条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 2 条 当法人の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 2 3 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 2 4 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 2 5 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会 の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は 国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 2 6 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 1 1 月末日までとする。

(設立時役員)

第 2 7 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 戸田 拓夫、三重野 計滋、内田 研一、大場 治、関 聡彦

設立時代表理事 戸田 拓夫

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第28条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。(個人情報のためHP上では割愛)

(法令の準拠)

第29条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上